令和3年度 第4回北海道地方最低賃金審議会

日 時:令和3年8月5日(木)13:57~14:46

場 所: 札幌第1合同庁舎 10階 共用第1・2会議室

- 1 日 時 令和3年8月5日(木)13:57~14:46
- 2 場 所 札幌第1合同庁舎 10階 共用第1・2会議室
- 3 出席者
 - 【委 員】 公益委員 岩波委員、亀野委員、菅野委員、國武委員、西村委員 労働者委員 大磯委員、金子委員、齊藤委員、布施委員、山田委員 使用者委員 桑原委員、柄目委員、藤原委員、守山委員、横島委員

【事務局】 上田労働局長、佐藤労働基準部長、横溝賃金室長、龍瀧室長補佐、 松尾賃金指導官、小西賃金指導官

4 議事次第

- (1) 北海道最低賃金専門部会の審議報告について
- (2) 北海道最低賃金の改正決定について
- (3) 特定最低賃金の改正決定に係る必要性の有無について
- (4) 特定最低賃金の改正決定の諮問について
- (5) 今後の審議会の日程について
- (6) その他

5 議事内容

- (1) 亀野会長より本日の議事録署名委員が指名された。
- (2) 事務局より北海道最低賃金専門部会の審議結果に係る専門部会報告文を朗読 した後、使用者側委員より意見が述べられた。
- (3) その後、北海道最低賃金は現行の金額より28円引き上げて、1時間889 円とする旨の提案がなされ、意見等なく採決となり、結果、賛成多数により当 該提案内容が北海道地方最低賃金審議会の意見とされた。

○亀野会長

それでは、ただいまから局長に答申いたします。 局長から、ご挨拶をお願いいたします。

○上田労働局長

局長の上田でございます。

委員の皆様におかれましては、ご多忙な中にあって、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

ただいま亀野会長から、北海道最低賃金の改正決定につきまして、28円引き上げ、1時間889円とするという内容の答申をいただきました。

6月30日に諮問させていただいた後、1か月以上にわたり、ご多忙な中、また 猛暑が続く中にあって、慎重かつ集中的に調査審議をしていただきましたことに厚く御礼申し上げます。

本年度も、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、今後の雇用情勢についても様々な不安がある中、もともと北海道が抱えている労働人口の問題、さらには札幌集中の問題、こういった様々な問題の中で、非常に厳しいご判断をいただいたものと思っております。

いただきました答申を尊重いたしまして、必要な事務手続を進めてまいります。 改正後の北海道最低賃金の周知徹底と履行確保につきましては、万全を期してまいります。

また、答申にありました中小企業・小規模事業者の支援につきましては、真摯に 対応してまいります。

なお、先ほど使用者側委員から政府に対して、こういった支援の真摯なる対応ということがございました。北海道労働局においても、労働行政の調整機関としてしっかりと全うしていきたいと思っております。

委員の皆様には、今後も引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。 以上、簡単ではございますが、お礼の挨拶とさせていただきます。 どうもありがとうございました。

○亀野会長

ありがとうございました。

それでは、事務局から北海道最低賃金の改正決定に関する今後の事務手続等につきまして説明をお願いいたします。

○龍瀧室長補佐

事務局より説明します。

本日、最低賃金改正決定に関する答申をいただきましたので、本日8月5日付で審議会答申の要旨を公示いたします。15日間公示し、その間、この答申に対する異議の申出を受け付けます。異議申出の締切りを8月20日とさせていただきます。そして、異議申出があった場合は、8月23日・月曜日に異議申出に関する審議のための本審を開催したいと考えております。

8月23日の異議審につきましては、午前中に開催したいと考えております。

なお、会場については札幌第1合同庁舎の10階会議室を考えております。詳細は、後日連絡いたします。

以上です。

○亀野会長

今の説明によると、8月20日・金曜日までに異議の申出があった場合は、8月

23日・月曜日、午前中に本審議会を開催して、異議申出について意見を求められることとなっておりますので、委員の皆様のご協力をお願いいたします。

なお、この異議審につきましては公開といたします。

次に、審議会令第6条第7項に、「最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする」と規定されております。

そこで、最低賃金専門部会の任務は本日の答申をもって一応終了いたしましたが、 今後、異議の申出があれば、その処理を完了した時点で専門部会を廃止することを 決議したいと思います。

よろしいでしょうか。

「はい」

○亀野会長

では、そのように決定いたします。

専門部会の皆様は、大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。

それでは、次の議事に入ります。

特定最低賃金の改正決定に係る必要性の有無につきましては、運営小委員会に審議を付託しておりました。

事務局は、運営小委員会報告を配付して、読み上げてください。

○龍瀧室長補佐

それでは、運営小委員会報告を読み上げます。

令和3年8月5日

北海道地方最低賃金審議会 会長 亀野 淳 殿

> 北海道地方最低賃金審議会 運営小委員会

> > 委員長 亀野 淳

北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業最低賃金の 改正決定の必要性の有無について(報告)

当小委員会は、令和3年7月19日北海道地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を行った結果、北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので

報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、別紙のとおりである。

「北海道鉄鋼業最低賃金」、「北海道電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器 具、情報通信機械器具製造業最低賃金」、「北海道船舶製造・修理業、船体ブロック 製造業最低賃金」につきましても、同様に改正決定することを必要と認めるとの結 論に達したという報告になっております。

事務局からは以上です。

○亀野会長

ただいまの報告内容につきまして、ご意見、ご質問ございますでしょうか。 よろしいでしょうか。

それでは、この報告を基に当審議会としての答申を取りまとめたいと思います。 事務局から答申文(案)を配付の上、これも読み上げてください。

○龍瀧室長補佐

それでは、答申文(案)を読み上げます。

(案1)

令和3年8月5日

北海道労働局長

上田 国士 殿

北海道地方最低賃金審議会 会長 亀野 淳

北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業最低賃金の 改正決定の必要性の有無について(答申)

当審議会は、令和3年7月19日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

(案2)、北海道鉄鋼業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申)。

- (案3)、北海道電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器 具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申)。
- (案4)、北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申)。

いずれも、改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申するという内容になっております。

以上になります。

○亀野会長

ただいまの答申文(案)のとおり答申することで、よろしいでしょうか。

「はい」

○亀野会長

それでは、全会一致で答申文(案)が了承されたものとして、これより答申いた します。

それでは、次の議題に入ります。令和3年度における特定最低賃金の改正決定の 諮問がなされると伺っております。よろしくお願いいたします。

○龍瀧室長補佐

それでは、事務局から諮問文を読み上げさせていただきます。

北海道地方最低賃金審議会 会長 亀野 淳 殿

> 北海道労働局長 上田 国士

最低賃金の改正決定について(諮問)

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

- ·北海道処理牛乳·乳飲料、乳製品、糖類製造業最低賃金(平成20年北海道労働局最低賃金公示第4号)
- · 北海道鉄鋼業最低賃金(平成20年北海道労働局最低賃金公示第2号)
- ・北海道電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 最低賃金(平成20年北海道労働局最低賃金公示第3号)
- ・北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業最低賃金(平成20年北海道労働 局最低賃金公示第5号)

以上です。

○亀野会長

ただいま局長より、4業種の特定最低賃金の改正決定について諮問を受けました。 局長より、ご挨拶がございます。

○上田労働局長

亀野会長より、4業種の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無につきまして、 改正決定することを必要と認めるとの答申をいただきました。このため、この4業 種の特定最低賃金の改正決定についての諮問をさせていただきました。

委員の皆様には、地域別最低賃金に引き続き調査審議をお願いすることとなりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○亀野会長

委員の皆様には、改正決定に向けてご協力をお願いいたします。

次に、産業ごとに専門部会を設置する必要がありますので、今後の日程等につきまして事務局から説明をお願いいたします。

○龍瀧室長補佐

事務局から説明します。

産業別(4業種)の専門部会の委員は、最低賃金法第25条第3項及び最低賃金 審議会令第6条第1項の規定によりまして、9名以内で構成することとなっており ます。従来のとおり、公労使それぞれ3名ずつ、計9名で構成したいと考えており ます。

そこで、労働者並びに使用者を代表する委員の推薦公示を本日付で行い、締切りを8月25日・水曜日とさせていただき、締切日以降の可能な限り早い日付で任命できるように手続を進めてまいります。

また、特定最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示につきましても本日付で公示し、締切日を15日後の8月20日とさせていただきたいと考えております。

提出された意見につきましては、その後に開催する各産業別の専門部会に報告させていただきます。

改正決定の発効日につきまして、12月1日を目指しますと、<math>10月1日が答申の期限となります。そこで、第1回目の産業別の専門部会につきましては<math>4業種合同で開催できればと考えております。

開催日時につきましては、現時点では9月上旬に第1回目を開催したいと考えております。2回目以降の開催日につきましては、第1回目の専門部会で決めていただきたいと考えております。

事務局からは以上になります。

○亀野会長

はい。ありがとうございます。 今の説明について、何か質問ございますでしょうか。 よろしいでしょうか。 それでは、事務局は、そのとおり手続を進めてください。

○龍瀧室長補佐

はい。

○亀野会長

次に、設置される特定最低賃金専門部会がそれぞれ局長に対して答申を行った後、 審議会令第6条第7項により、異議申出等期限が満了した段階で廃止することをあ らかじめ決議しておきたいと思います。

よろしいでしょうか。

「はい」

○亀野会長

それでは、そのように決定いたします。

4業種とも効率的に審議ができますよう、ご協力をよろしくお願いいたします。 最後に、「その他」ですが、何かございますでしょうか。 はい。守山委員。

○守山委員

確認ですが、北海道最低賃金の効力発生日なのですが、異議審の関係はもちろん あるにしても、一応その辺を通過したとして、予定されているのは10月1日とい うことでよろしいでしょうか。

○龍瀧室長補佐

はい。10月1日ということになります。

○守山委員

はい。分かりました。

○亀野会長

それでは、ほかに意見がないようでしたら、これをもちまして本日の審議会を閉会といたします。ありがとうございました。